平成２８年（フ）第１２１６号
福岡市東区筥松２丁目28番22号
破産者　出嶋　　彰
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２２４号
福岡市中央区薬院４丁目８番29号
破産者　高坂　裕希
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２１５号
福岡市博多区大博町４番24号、前住所福岡県糟屋郡宇美町明神坂１丁目18番41号
破産者　吉田　　勲（旧姓石橋）
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２号
岩手県宮古市大通２丁目２番16－202号シャーメゾン伊長、前住所岩手県宮古市向町５番20－201号　レンダー友禅
破産者　佐々木トモ子
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第１１４４号
札幌市東区北39条東７丁目２番23号　リラパレスつるみ202号
破産者　園田　義夫
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１７９号
北海道江別市文京台東町８番地の５　ＴＷＩＮＢＯＸ５－207
破産者　山口　信吾
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８６号
札幌市白石区北郷４条13丁目２番13号
破産者　齊藤　懸一
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８８号
埼玉県草加市青柳４丁目19番６号サンシルク202号
破産者　佐々木郁緒
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３００号
東京都豊島区西池袋４丁目８番12号　クロスティ西池袋402号、従前の住所兵庫県姫路市車崎２丁目10番13号　ＯＡ　ＦＬＡＴ車崎208
破産者　稲田　大作
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８１７号
福岡市南区横手２丁目２番３－104号
破産者　丸山　正博
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０５７号
福岡県糸島市前原南２丁目６番49号　101
破産者　川上　良一（旧姓浜田）
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２４１号
福岡市東区下原３丁目７番15号　ハイツ平成102
破産者　白岩　義則
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５８号
佐賀県鳥栖市藤木町1143番地１
破産者　松雪みさき
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目16番21号
破産者　**德**留　盛隆
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７２号
青森県八戸市柏崎４丁目12番５号　クリスタルアベニュー１－Ｃ、前住所青森県八戸市小中野８丁目16番20号　レオパレスグーテ109
破産者　山本　康弘
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
群馬県前橋市下大屋町269番地２
破産者　天笠　直樹
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７０７号
神奈川県藤沢市大鋸1032番地の16　フローラアマリリス201
破産者　鶴田　明子
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２３号
横浜市南区永田東２丁目34番16号　ベルテ36202号室
破産者　飯島　　昇
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７５８号
横浜市南区永楽町２丁目21番地　ドミール関内大通1002号
破産者　田中　由香（旧姓岡本）
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部